学生をターゲットに就職に役立つなどと勧誘 悪質な情報商材の販売業者に注意してください!

自分の得意分野を生かしネットで儲けるためのスキルを身に付けると勧誘し、クレジットカードを作らせるなどして、高額な情報商材の契約をさせる悪質商法の相談が寄せられています。

■事 例

大学の友人にビジネスセミナーに誘われて参加した。セミナーの会場には100人位が集まっていた。内容は、会員になり、自分のスキルを生かして商品等を販売し、利益を得るネットビジネスの話だった。「スキルを身に付けることが重要だ」「就職に有利になる」などと言われ、「月に100万円稼ぐ人もいる」「大手企業から内定をもらった人がいる」と成功談を紹介された。契約は約30万円で情報商材(※)とコンサルティング契約がセットだった。興味はあるがお金が無いことを伝えると、「新たにクレジットカードを作って支払えばよい」と言われたのでクレジットカードを作り契約した。しかし、実際には全く儲からなかった。

※ 情報商材とは、高額収入を得るためのノウハウなどと称して販売される情報のことです。 主に、PDF形式などの電子媒体や動画、冊子やDVD、USBで提供されます。



注意点

- ●成功者を紹介するなどして、成功談ばかりを強調する業者がいますが、事実である保証はありません
- ●情報商材の内容は契約するまで詳細が分からず、実際はほとんど価値のない 内容という場合があります

<アドバイス>

- ❤ 安易にセミナー会場などに足を運ばない
- ✔ 高額な契約を勧誘されたり、怪しい、話が違うと思ったら契約しない
- 🟏 契約のためにカードを作らせたり,借金を勧める業者には特に注意する
 - ※ 困った時は、ひとりで悩まず、まず相談!

福岡市消費生活センター相談コーナー (相談無料・秘密厳守) 相談専用電話 092-781-0999

☆検索サイトで「福岡市消費生活かわら版」を検索すれば、バックナンバーが印刷できます。